

想定質問

1	どの事業所が補助の対象になりますか？	【通常分】工賃向上計画を提出している障害福祉サービス事業所等（就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター）が対象です。【加算分】通常分の対象となる就労継続支援B型事業所のうち、県の令和8年度工賃向上計画目標値（平均工賃月額25,000円）未満の事業所が対象です。
2	休止中や廃止した事業所、県外の事業所は対象になりますか？	申請時点で休止・廃止している事業所は申請できません。また、兵庫県内に所在している事業所のみが申請可能です。
3	補助金の金額はいくらですか？	いずれも補助率は定額です。【通常分】1事業所につき上限20万円（1,000円未満切り捨て）です。【加算分】1事業所につき上限10万円（1,000円未満切り捨て）です。ただし、申請された金額が補助上限額よりも少ない場合は、申請額が優先されます。
4	いつ購入（導入）したものが対象になりますか？	令和8年7月1日から令和8年10月31日の間に導入したものが補助対象となります。
5	【通常分】どのような経費が対象になりますか？	工賃の向上に繋がる取組に対する経費が対象です。・商品開発、改良経費（新商品開発に向けた試作品の材料費、販売会出展料など）・生産設備や備品等の購入、更新、修繕等経費（老朽化した設備の更新、作業効率化に資する資材購入費など）・職場環境改善経費や専門家派遣経費など、その他工賃向上に資する経費
6	【加算分】どのような経費が対象になりますか？	経営分析等専門家活用経費が対象です。経営分析や工賃向上に向けた多角的助言といった専門家（中小企業診断士、税理士、商工会議所経営指導員など）への相談経費などが該当します。
7	申請期間はいつからいつまでですか？	令和8年7月13日（月）10:00から令和8年9月15日（火）までです。郵送による申請の場合は必着となります。
8	申請はどのように行えばよいですか？	原則として、ポータルサイトの申請フォームからの電子申請となります。電子申請ができない場合は、ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、レターパックなど郵便物を追跡できる方法で事務局宛てに郵送してください。
9	法人内の複数事業所をまとめて申請することはできますか？	電子申請の場合、振込先口座が同一の場合に限り、法人内の複数事業所分をまとめて申請できます。事業所ごとに異なる振込先口座を指定したい場合は、まとめて申請できず、口座単位での申請をお願いしています。
10	複数回申請することは可能ですか？	申請は事業ごとに1回のみです。複数回の申請はできません。
11	申請登録後に誤りに気付いた場合はどうすればよいですか？	事務局コールセンター（078-335-8851）までご相談ください。
12	実績報告はいつ、どのように行うのですか？	令和8年10月1日から令和8年10月31日の間に実績報告書の受付を行います。詳細な方法は、交付決定通知を送付する際に別途ご案内いたします。
13	補助金はいつ振り込まれますか？	実績報告の審査を行った上で、令和8年11月2日から令和8年11月30日の間に、申請時に登録された口座に振り込まれる予定です
14	既存商品の製造にかかる通常の材料費は対象になりますか？	対象外です。補助対象となる材料費は、「新商品開発に向けた試作品の材料費」などに限られます。
15	「加算分」の対象となる専門家への相談とは、具体的にどのような専門家ですか？	商工会議所経営指導員、中小企業診断士、税理士、公認会計士への経営相談や、新商品開発コンサルティング業者への相談などが該当します。
16	就労継続支援A型事業所ですが、「加算分」も申請できますか？	いいえ。「加算分」は県の工賃向上計画目標値未満の「就労継続支援B型事業所」のみが対象です。A型事業所などは「通常分」のみ申請可能です。
17	電子申請の具体的な手順を教えてください。	まず「事業者申請メールアドレス登録フォーム」からメールアドレスを登録します。その後、登録完了メールに記載された「事業者情報登録URL」にアクセスし、事業所番号単位で交付申請を行っていただきます。
18	なぜ郵送申請ではレターパック等の追跡可能な方法で送る必要があるのですか？	電子申請と異なり、郵送申請の場合は事務局から申請受付完了の自動連絡が行われません。そのため、事業者様ご自身で配送状況を確認していただく必要があるためです。
19	申請書の内容に不備があった場合、どのように連絡が来ますか？	審査で不備や確認事項があった場合、事務局より申請書に記載されたご担当者様宛てに確認のメールまたはお電話をいたします。振込口座など個人情報に関わる確認を行うこともあるため、必ず回答可能な方の氏名をご記入ください。
20	職場環境改善経費として、エアコンの修繕や買い替えは対象になりますか？	施設のエアコンの調子が悪く生産効率が落ちている場合など、修繕や更新によって作業効率の向上（工賃向上）に繋がると認められる場合は、「その他工賃向上に資する経費」として対象になる場合があります。
21	交付決定通知が届いた後は、どのような手続きが必要ですか？	交付決定通知後に、実際に補助対象となる物品購入などの事業を実施していただきます。その後、定められた期間内（令和8年10月1日～10月31日）に必ず実績報告を行ってください。
22	申請や手続きについて、県のユニバーサル推進課に直接問い合わせてもよいですか？	県のユニバーサル推進課ではお問い合わせ対応ができません。ご不明な点は、必ず専用の「事務局コールセンター（078-335-8851）」へお問い合わせください。
23	コールセンターの受付時間を教えてください。	平日の午前9時から午後5時までです。土日および祝日は受け付けておりませんのでご注意ください
24	販売しているお菓子の新味考案のための材料費は対象になりますか？	はい、「商品開発、改良経費」として対象になります。新商品開発に向けた試作品の材料費の購入などが該当します。
25	マルシェ等のイベントへの出展料は対象経費になりますか？	はい、新商品開発や販路拡大に向けた**「商品開発、改良経費」として対象**となります。
26	焼き菓子を一度にたくさん作れるよう、現状より大きなオーブンを購入する費用は対象ですか？	はい、生産性向上を図るための生産設備の新規購入として、「生産設備や作業受注に向けた備品等の購入、更新、修繕等経費」の対象となります。
27	老朽化により生産効率が低下した設備を、新しいものに買い替えたり修繕したりする費用は対象ですか？	はい、設備の老朽化による生産効率の低下を改善し、工賃向上に資するものであれば、「生産設備や作業受注に向けた備品等の購入、更新、修繕等経費」として対象になります。

28	企業などから新しく作業を受注するために、効率化に繋がる資材を購入する費用は対象になりますか？	はい、作業の受注や効率化に資する資材購入費として対象になります。
29	作業効率の向上に向けて、作業所のレイアウト変更を行ったり、作業用のいす・机を追加購入する費用は対象ですか？	はい、生産性向上に向けた職場環境改善経費（什器の購入など）として、「その他工賃向上に資する経費」の対象になります。
30	施設のエアコンの調子が悪く生産効率が落ちているため、これを修繕する費用は対象になりますか？	はい、単なる現状回復の修繕ではなく、生産効率の改善（工賃向上）に繋がることが目的であれば「その他工賃向上に資する経費」として対象になります。
31	【加算分】商工会議所の経営指導員への経営相談の費用は対象になりますか？	はい、「経営分析等専門家活用経費」として対象になります。
32	【加算分】中小企業診断士、税理士、公認会計士への相談費用は対象になりますか？	はい、工賃向上に向けた多角的な助言を受けるための専門家への相談費用として対象になります。
33	【加算分】新商品開発コンサルティング業者への商品開発相談費用は対象ですか？	はい、工賃向上に要する経営分析や多角的助言といった**「経営分析等専門家活用経費」の対象として認められます**。
34	現在事業所を休止中ですが、近々再開予定です。申請できますか？	対象外です。申請時点で休止・廃止している事業所は申請することができません。
35	工賃向上計画を県に提出していませんが、対象になりますか？	対象外です。通常分・加算分ともに「工賃向上計画を提出している障害福祉サービス事業所等」であることが対象の条件となっています。
36	【加算分】就労継続支援B型事業所ですが、平均工賃月額が26,000円です。加算分を申請できますか？	加算分は対象外です。加算分は、県の工賃向上計画目標値である「平均工賃月額25,000円未満」のB型事業所のみが対象となります（通常分の申請は可能です）。
37	兵庫県外にある事業所ですが、申請できますか？	対象外です。兵庫県内に所在している事業所のみが申請可能です。
38	現在販売している定番商品を製造するための、通常材料費は対象になりますか？	対象外です。材料費で補助対象として認められるのは、「新商品開発に向けた試作品の材料費」などに限られます。
39	壊れた設備を単に元通りに直すだけの修理代は対象になりますか？	対象外となる可能性が高いです。補助対象となるのは「工賃の向上に繋がる取組」であり、老朽化等により低下した生産効率を改善するための更新や修繕であることが求められます。
40	令和8年6月にすでに購入・支払いが完了した備品は対象になりますか？	対象外です。補助の対象となるのは、令和8年7月1日から令和8年10月31日の間に導入したものに限られます。
41	令和8年11月に納品予定の機械設備は対象になりますか？	対象外です。令和8年10月31日までに導入（納品等）が完了している必要があります。
42	新商品開発と設備導入の2つを行いたいので、2回に分けて申請できますか？	2回目以降の申請は対象外です。申請は事業ごとに1回のみであり、複数回の申請はできませんので、1回の申請にまとめてください。
43	事業を実施した後、実績報告を行わなかった場合はどうなりますか？	補助金は支払われません。交付決定通知後に対象事業を実施し、必ず定められた期間内（令和8年10月1日～10月31日）に実績報告まで確実に行っていただく必要があります。
44	工賃向上計画の提出期限はいつまでですか？	補助申請時点で工賃向上計画が提出されていることが条件です。